

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
立川集会所～なりひら 神明橋集会所	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
〔削除〕		墨田集会所	東京都墨田区墨田二丁 目14番4号
太平四丁目集会所	〔略〕	〔同左〕	〔略〕

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部改正）

2 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1貸切りの場合の部墨田集会所の項を削る。

付則第2項の規定による墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部改正

改 正 案				現 行			
別表第1				別表第1			
1 貸切りの場合				1 貸切りの場合			
区分 名称	利用料金（1室につき）			区分 名称	利用料金（1室につき）		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
立川集会所～ なりひら神明 橋集会所	〔略〕			〔同左〕	〔略〕		
〔削除〕				墨田集会所	2,400円	3,100円	3,100円
太平四丁目集 会所	〔略〕			〔同左〕	〔略〕		
横川集会所	〔略〕			〔同左〕	〔略〕		
付記 〔略〕				付記 〔略〕			
2 貸切りでない場合 〔略〕				2 貸切りでない場合 〔略〕			